

## 三条市企業設置奨励条例及び 中小企業集団化奨励条例による奨励制度のご案内

三条市では地場産業の振興と雇用機会の確保増大を図るため、三条市内における事業所設置活動を行う以下に該当する企業に対して奨励金の交付、融資制度などの奨励措置を行っております。

条例名	三 条 市 企 業 設 置 奨 励 条 例	三 条 市 中 小 企 業 集 団 化 奨 励 条 例												
条例適用 対象業種 及び 指定基準	<p>次の基準に該当する事業所を設置する企業</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">製 造 業</td> <td style="text-align: center;">新設</td> <td>対象となる固定資産評価額が7,000万円以上で、かつ、常用雇用者数が10人以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">増設 移設 改設</td> <td>対象となる固定資産評価額が3,000万円以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">卸売業・道路 貨物運送業・ 旅館・情報サ ービス業</td> <td style="text-align: center;">新設</td> <td>対象となる固定資産評価額が5,000万円以上で、かつ、常用雇用者数が5人以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">増設 移設 改設</td> <td>対象となる固定資産評価額が2,000万円以上</td> </tr> </table> <p>※新設…市内に事業所を有しない者が市内に事業所を設けること 増設…市内に事業所を有する者が当該事業所のほかに市内の他の場所に事業所を設けること 移設…市内に事業所を有する者が当該事業所の全部を廃止して市内の他の場所に事業所を移転すること 改設…市内に事業所を有する者が当該事業所の全部又は一部を改築し若しくは増築すること</p>	製 造 業	新設	対象となる固定資産評価額が7,000万円以上で、かつ、常用雇用者数が10人以上		増設 移設 改設	対象となる固定資産評価額が3,000万円以上	卸売業・道路 貨物運送業・ 旅館・情報サ ービス業	新設	対象となる固定資産評価額が5,000万円以上で、かつ、常用雇用者数が5人以上		増設 移設 改設	対象となる固定資産評価額が2,000万円以上	<p>中小企業者で、集団化事業((独)中小企業基盤整備機構法に基づく集団化形態による事業等)を行う事業協同組合等及びその構成員又はそれらに準ずる企業</p> <p><b>【三条市内の工業団地で企業を新設・増設・移設・改設する中小企業者】</b></p>
製 造 業	新設	対象となる固定資産評価額が7,000万円以上で、かつ、常用雇用者数が10人以上												
	増設 移設 改設	対象となる固定資産評価額が3,000万円以上												
卸売業・道路 貨物運送業・ 旅館・情報サ ービス業	新設	対象となる固定資産評価額が5,000万円以上で、かつ、常用雇用者数が5人以上												
	増設 移設 改設	対象となる固定資産評価額が2,000万円以上												
対象となる 固定資産	<p>事業のために新たに取得された土地、家屋及び償却資産 (土地は、取得した日から3年以内に事業のために家屋の建築に着手した場合に限る。)</p>	<p>企業設置奨励条例に同じ (土地は、事業協同組合等を除き、取得した日から3年以内に事業のために家屋の建築に着手した場合に限る。)</p>												
奨励措置	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">奨励金の交付</td> <td>奨励金交付指定基準に該当する事業所の事業開始後新たに賦課された固定資産税※及び都市計画税相当額を賦課された翌年度から3年間奨励金として交付 (※税率 固定資産税、課税標準額の1.4%、都市計画税、課税標準額の0.2%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">融資制度</td> <td>企業設置等促進資金の融資……事業所の設置又は集団化事業の実施に必要な資金の一部を融資(限度額1億2千万円、期間20年以内、年利率1.9%~2.5%)</td> </tr> </table>	奨励金の交付	奨励金交付指定基準に該当する事業所の事業開始後新たに賦課された固定資産税※及び都市計画税相当額を賦課された翌年度から3年間奨励金として交付 (※税率 固定資産税、課税標準額の1.4%、都市計画税、課税標準額の0.2%)	融資制度	企業設置等促進資金の融資……事業所の設置又は集団化事業の実施に必要な資金の一部を融資(限度額1億2千万円、期間20年以内、年利率1.9%~2.5%)									
奨励金の交付	奨励金交付指定基準に該当する事業所の事業開始後新たに賦課された固定資産税※及び都市計画税相当額を賦課された翌年度から3年間奨励金として交付 (※税率 固定資産税、課税標準額の1.4%、都市計画税、課税標準額の0.2%)													
融資制度	企業設置等促進資金の融資……事業所の設置又は集団化事業の実施に必要な資金の一部を融資(限度額1億2千万円、期間20年以内、年利率1.9%~2.5%)													
申請手続	<p>設置する事業所の建築に着手する前に事業所設置奨励金交付対象企業指定申請書又は中小企業集団化奨励金交付対象構成員等指定申請書を提出</p>													

☆ 詳しくは、三条市役所商工課にお問い合わせください。(Tel34-5611)

R2.4.1現在